

別表1（第3条第2項）

加入金徴収基準及び払込み方法

1. 加入金徴収基準 個人、法人共に 1 会員 5,000 円とする。
2. 加入金の払込み方法 会員加入の承諾された以後に納入する。

別表2（第4条）

会費の徴収基準、払込みの方法及び納期及び新規加入者の会費の扱い

1. 会費徴収基準

区 分		等級	会 費 額 年/円
個人会員	従業員（事業主・専従者を含む） 3人以下	8	12,000円
	従業員（事業主・専従者を含む） 5人以下	7	15,000円
	従業員（事業主・専従者を含む） 6人以下	6	20,000円
法人会員	資本金 500万円未満	7	15,000円
	資本金 500万円以上 1,000万円未満	6	20,000円
	資本金 1,000万円以上 3,000万円未満	5	25,000円
	資本金 3,000万円以上 5,000万円未満	4	30,000円
	資本金 5,000万円以上	3	50,000円
	但し、等級の決定は、資本金・従業員数等を勘案して 理事会で決定する。	2 1	70,000円 100,000円
特 別 法人会員	特別法人とは、協同組合・団体及び大店立地法に基づく商業者とする。 会費は、協同組合・団体は一律30,000円とする。大店立地法に基づく 商業者については、売場面積1平方メートル当たり100円とし、理事会で 決定する。但し、上限は200,000円とする。		

2. 会費の振込方法 自動振込み又は徴収する。

3. 会費の納期 前期 7月・後期 11月

4. 新規加入者の会費の扱い

新規加入者については、当該年度の会費については、月割計算とする。  
詳細については、理事会で決定する。